

# 明石市立明石養護学校通学車両 運行管理業務委託仕様書

## 1 業務内容

本件業務は、心身に障害のある児童生徒が通学する明石市立明石養護学校（以下「学校」という。）の児童生徒の通学手段を確保すること等を目的として、受注者の従事者により、明石市（以下「発注者」という。担当課：明石市教育委員会事務局学校教育課）が指定する車両（以下「指定車両」という。）を運行するとともに、指定車両の日常管理を委託するものである。

<明石市立明石養護学校の概要>

- ・所在地 〒674-0051 明石市大久保町大窪 2752 番地の 1
- ・小学部：始業時刻 9：00  
終業時刻 14：10（5校時）【月・金】1,2年、【火】1～3年、【水】1～6年、【木】1年  
15：00（6校時）【月・金】3～6年、【火】4～6年、【水】なし【木】2～6年
- ・中学部、高等部：始業時刻 8：50  
終業時刻 14：20（5校時）【水】  
15：10（6校時）【月・火・木・金】

※始業時刻並びに終業時刻は、令和4年度の実績

## 2 業務委託期間

契約締結日の翌日 ～ 2024年（令和6年）3月31日

※登下校送迎業務実施日数 129日（2学期・3学期）

## 3 指定車両

### (1) 指定車両

発注者が所有する「14人乗り2ナンバー車両」と「福祉車両」を指定車両とする。ただし、指定車両は、児童生徒の在籍状況、車両の状況等により、変更することがある。

現在、指定車両を発注済みではあるが、昨今の社会情勢により納車時期が不確定なため、納車され次第、指定車両の管理業務を開始する。

### (2) 指定車両の使用

指定車両は、発注者が特に認める場合を除き、本件業務のみに使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

### (3) 指定車両の保管場所

指定車両の保管場所については、受託者が管理する保管場所を想定しているが、発注者と受託者が協議のうえ、別の場所を保管場所とすることができるものとする。

### (4) 指定車両の管理

受託者は、指定車両を常に清潔な状態に維持し、盗難や破損を受けることがないよう善良なる管理者の注意義務をもって、指定車両を維持管理すること。

維持管理にあたっては、受託者において保管場所や保管方法等を丁寧に検討し、車両を良好な状

態で長期間安全に使用できるよう努めること。

また、指定車両の保管や管理、登録に関する手続きにあたって要する一切の費用を契約金額に含めるものとする。

あわせて、指定車両の日常点検整備、法定点検（12 か月点検、6 か月点検及び 3 か月点検をいう。以下同じ。）及び修繕等について、漏れなく実施し、消耗品等に交換の必要が生じた際の一切の費用は契約金額に含めるものとする。

#### (5) 指定車両に備え付ける物品

受託者は、関係法令に定めるものの他、下記の物品を指定車両に備え付けるものとする。

ア 感染症予防対策及び児童生徒の体調不良等による嘔吐物又は排泄物により汚れた場合等に備えて、必要な物品を備え付けるものとする。

イ 発注者、学校及び保護者等との迅速な連絡手段として、指定車両ごとに専用の携帯電話を備え付けるものとする。

なお、これらの携帯電話の電話番号は、学校及び保護者に配布する乗務員名簿に記載することから、電話番号をみだりに変更しないこと。また、指定車両間で取り違えることがないようにすること。

ウ 道路凍結に対応できるよう、タイヤチェーンやスタッドレスタイヤ等を装着すること。

タイヤチェーンやスタッドレスタイヤ等は、受託者が常に清潔な状態に維持し、盗難や破損を受けることがないように善良なる管理者の注意義務をもって、保管すること。

エ 運行コース表

各指定車両に児童生徒の連絡先を記載した運行コース表（発注者作成）を備え付けること。

なお、運行コース表については、個人情報に記載されることから、個人情報の紛失、漏洩が起きないように細心の注意を払うこと。

オ その他

上記の他、児童生徒の状況等に応じて、必要なものを備え付けるものとする。

#### (6) 自動車重量税、リサイクル料及び自動車損害賠償責任保険

受託者は、使用車両に係る自動車重量税、リサイクル料の支払いを代行し、その一切の費用を契約金額に含めるものとする。また、受託者は、受託者を契約者として使用車両に係る自動車損害賠償責任保険に加入すること。

#### (7) 自動車任意保険

ア 受託者は、受託者を契約者として使用車両に係る任意保険に加入すること。なお、加入内容については下記を参考に、各種損害に対して十分に保障しうるものとする。

㊦ 対人保険：無制限

㊧ 対物保険：無制限

㊨ 搭乗者傷害保険又はそれに代わる保険：搭乗者 1 人あたり 1,000 万円以上

㊩ 車両保険

イ 保険金額を超える補償の必要が生じた場合は、その全てを受託者が負担すること。

#### (8) 各種登録手続

発注者で別途購入手続きを進めている指定車両については、車両の所有者・使用者が「明石市」、

自動車保管場所が「明石市立明石養護学校」で登録の手続を行っている。

受託者が指定車両を運行管理するにあたっては、関係法令を遵守して走行できるよう、契約締結後速やかに自動車保管場所を受託者となるように手続を行う等、発注者と受託者で各種登録に係る協議を行うこととする。

また、上記に関連して必要となる手続については、受託者において手続を代行するとともに、その一切の費用を契約金額に含めるものとする。

#### 4 送迎業務の種類

本件業務における送迎業務は、下記のとおりとする。

##### (1) 登下校の送迎業務

児童生徒の登下校に係る送迎業務であり、受託者の運転手及び添乗員を従事させるものとする。

医療的ケアが必要な児童生徒が乗車する指定車両には、明石市が任用する看護師を乗車させる。

##### (2) 校外学習、学校間交流、学校行事等送迎業務

校外学習、学校間交流、学校行事等に係る送迎業務であり、受託者の運転手のみ従事させるものとする。(校外での活動に係る児童生徒の送迎については、担当教諭等が同乗し、児童生徒の介助等を行うことから、受託者の添乗員は従事させないものとする。)

#### 5 受託者の義務

本件業務については、関係法令及び発注者が作成する運行計画において指定する運行コース、運行時間等の運行条件を遵守するとともに、善良なる管理者の注意義務をもって指定車両を維持管理等、安全かつ確実に業務遂行が求められるものである。

本件業務が義務教育における通学手段の確保を目的としていることから、受託者の都合による運行中止は認められないものであるとともに、学校の運営方針やその内容、心身に障害のある児童生徒に対する精神面及び身体面への配慮、個人情報等の保護の重要性について十分に把握、理解する等、きめ細やかな対応が求められるものである。

また、年度の途中においての転校生や児童生徒の状態の変化等により運行コースが変更となる場合、校外学習や学校行事等により運行コース、発着場所、送迎時間等を変更する場合(一部の学年のみを変更する場合を含む。)、大雨等の気象警報の発令もしくはその他の事情により運行日数を増減する場合など、可能な限り利用者や学校の要望等に柔軟に対応できるよう、運行管理業務の運営体制に創意工夫をこらすこと。

これらのことから、受託者においては下記に定めるところにより、本件業務を実施するものとする。

##### (1) 本件業務に係る従事者の選任等

ア 受託者は、令和5年度8月下旬からの業務開始に向けた準備のため、下記のとおり、本件業務に係る従事者選任するとともに、これらの従事者名簿(業務責任者の氏名及び連絡先、各指定車両の運転手及び添乗員の氏名及び連絡先、各指定車両に装備する携帯電話の電話番号を一覧にしたもの)を令和5年7月31日(月)までに作成し、発注者へ提出すること。

また、学校及び保護者に配布する乗務員名簿(従事者名簿に基づき、各指定車両の運転手及び添乗員の氏名、指定車両に装備する携帯電話の電話番号を一覧にしたもの)を作成し、発注者が

指定する日までに提出すること。

なお、各名簿の記載事項に変更があった場合は、変更後の各名簿を速やかに、発注者へ提出すること。

㉗ 指定車両の運転手 10名

㉘ 指定車両の添乗員 6名

㉙ 本件業務の業務責任者 1名

イ 受託者は、下記に定めるところに従い、本件業務に支障が生じないよう従事者を選任すること。また、これらの体調不良、その他の事情等により従事できない場合に備えて、予めの代替となる従事者を想定しておくなど、安定した人員提供体制の確立に努めること。

㉚ 運転手の選任と役割

a 受託者は、指定車両ごとに運転手を選任すること。児童生徒の情緒の安定を図るため、運転手をみだりに変更しないことが望ましい。

b 受託者は、各指定車両の運転手として、本件業務の従事において心身の不調がない者を選任すること。また、当該車両に係る道路交通法に規定する運転免許取得後3年以上の運転経験を有する者や過去3年間免許取り消し処分を受けたことがない者等、交通法規及び交通マナーを遵守し、歩行者及び周囲の車に細心の注意を払い、安全運転に努められる運転手を選任すること。

c 運転手は、明石市の公用車を運転していること及び肢体不自由の児童生徒が乗車していることを自覚し、これらに相応しい運転に努めること。

d 運転手は、発注者が作成する運行計画において指定する運行コース、運行時間、乗降場所等の運行条件を遵守すること。

e 運転手は、児童生徒の乗降の際は、安全な位置に停車し、また付近住民の通行の妨げにならないよう配慮すること。

f 運転手は、児童生徒が車椅子で乗降する際は、心身に障害のある児童生徒に対する精神面及び身体的への配慮をしながら、昇降装置（リフト）を適切に使用して、安全に乗降させること。また、児童生徒の車椅子を指定車両の固定装置に固定又は解除すること。

g 運転手は、本件業務への従事に当たり、感染症予防対策を講じること。

h 運転手は、児童生徒の体調不良等による嘔吐物又は排泄物により汚れた場合は、添乗員等と協力して、直ちに清掃等の処置を行うこと。

また、この場合、他の児童生徒が、嘔吐物及び排泄物に触れないように配慮すること。

i 運転手は、下車の際にエンジン停止後、車内置き去り防止システムを活用し、乗車していた児童生徒が全員下車していることを確認し、必ず目視でも再度確認すること。

j 上記の他、本件業務が円滑に実施できるよう添乗員等と協力して、適宜、臨機の措置を講じること。

㉛ 添乗員の選任と役割

a 受託者は、医療的ケアのない児童生徒が乗車する指定車両について添乗員を選任すること。また、児童生徒の情緒の安定を図るため、添乗員をみだりに変更しないことが望ましい。ただし、発注者から要請がある場合はこの限りではない。

b 受託者は、各指定車両の添乗員として、本件業務の従事において心身の不調がない者を選任すること。また、過去に介護に関する業務に従事した経験のある者やこの業務に前向きに取り組んでいこうとする者等、心身に障害のある児童生徒を理解し、十分な配慮が行える添乗員を選任すること。

c 添乗員は、児童生徒の乗降の際は、心身に障害のある児童生徒に対する精神面及び身体面への配慮をしながら、乗降の介助を行うとともに、下車の際には、学校職員又は保護者等に確実に引き渡すこと。

その他、添乗員は、登校時（又は下校時）の乗車の際に、保護者等（又は学校職員）から預かった書類、荷物等がある場合は、学校（又は自宅）到着後、直ちに学校職員（又は保護者等）に引き渡すこと。

また、添乗員は、児童生徒の乗車中の様子について、学校職員又は保護者等から報告を求められた場合、又は報告すべき事象があった場合は、適切に報告すること。

d 添乗員は、児童生徒の乗降後は、添乗員の一人は後部座席ドア（スライドドア）付近に座り、当該ドアの開閉を行うとともに、当該ドア及び窓等の安全管理を行うこと。

また、添乗員は、児童生徒の点呼（人数確認）を確実にを行うとともに、シートベルトの装着確認を行うこと。

e 児童生徒の中には、乗車中においても、介助が必要となる者がいることから、添乗員は、常に細心の注意を払うこと。

また、児童生徒の体調悪化等の場合は、指定車両に備え付けの携帯電話により、直ちに学校職員に連絡すること。

f 運行中に、指定車両に備え付けの携帯電話に着信があった場合又は児童生徒の自宅又は学校職員等に連絡する必要があるが生じた場合、添乗員が対応すること。

g 添乗員は、本件業務への従事に当たり、感染症予防対策を講じること。

h 添乗員は、児童生徒の体調不良等による嘔吐物又は排泄物により汚れた場合は、運転手等と協力して、直ちに清掃等の処置を行うこと。

また、この場合、他の児童生徒が、嘔吐物及び排泄物に触れないように配慮すること。

i 上記の他、本件業務が円滑に実施できるよう運転手等と協力して、適宜、臨機の措置を講じること。

#### ㊦ 業務責任者等の選任と役割

a 受託者は、本件業務が円滑に実施できるよう受託者の従事者、発注者、学校、保護者、関係機関等と各種調整を行う者として、業務責任者を選任すること。

また、業務責任者は、発注者との直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、原則として、変更しないこと。

b 業務責任者は、発注者が作成する運行計画どおり、指定車両が運行できるよう、運転手及び添乗員の調整を行うこと。

また、業務責任者は、運転手及び添乗員の健康状態に十分注意することとし、必要に応じて、健康診断を行う等の措置を実施し、安全な運行が行えるようにすること。

c 業務責任者は、指定車両の法定点検及び修繕等が、送迎車両に支障なく、円滑に実施され

るよう各種準備（日程調整、必要書類作成、見積書徴取等）するとともに、実施後は、発注者に関係書類を提出すること。

d 業務責任者は、指定車両の運行状況及び点検状況に係る下記の書類（発注者指定様式）に運転手等と協力して記録し、毎月提出すること。

① 運行日誌（運行の都度、記録すること。）

② 車両点検票（毎月中旬頃に点検し、記録すること。）

e 業務責任者は、登下校の送迎業務の運行コースの設定及び変更の場合、当該運行コースの運行開始前に運行コース、乗降場所の下見、確認及び発注者、学校又は保護者との調整等を行うこと。

f 発注者から「運行関係者打ち合わせ会（発注者、学校職員、保護者等出席）」（年1回程度）への出席依頼があった場合、その他本件業務に関して協議を行う場合、業務責任者が出席又は対応すること（緊急時を除く。）。

g 業務責任者は、保護者との連絡手段について電話での意思疎通が困難な保護者がいる場合は、その他の代替手段（FAX やメールなど）を確保し、対応すること。

h 業務責任者は、登下校時の添乗員が異なることとなる場合、登校時の添乗員が保護者等から受けた連絡事項は、下校時の添乗員に的確に伝えること。

## （2）従事者に対する指導等

ア 受託者は、本件業務の従事者に、下記のとおり指導すること。

① 送迎業務中は、指定車両の車内、車外にかかわらず、児童生徒はもとより、保護者、学校関係者、乗降時の付近住民に対しては、教育の一端に携わる者としてふさわしい態度、言動をとること。

② 服装は、送迎業務に適したものとすること。

③ 指定車両の車内は、常時、禁煙とすること。

また、送迎業務中は、指定車両の車外であっても、禁煙とすること。

イ 受託者は、本件業務の従事者に下記のとおり、理解させること。

① 児童生徒の中には、肢体の不自由な者、体力が著しく劣る者、健康状態が不安定な者、座席への固定具を使用している者等、乗降時はもとより、乗車中においても、介助が必要となる者がいることから、常に細心の注意を払う必要があること。

② 児童生徒の中には、言葉での意思疎通を行うまでに至らない者がいることから、お互いに信頼関係を築き、行動の予測や要望が理解できるよう愛情をもって接する必要があること。

③ 児童生徒の中には、車外風景が変わる、運転手、添乗員が交代することにより、情緒不安定となり、パニックを引き起こす可能性のある者がいることから、一部の児童生徒が欠席しても同じ経路を走る、極力運転手、添乗員を交代しない等、可能な限り配慮を行う必要があること。

また、やむを得ず、運転手、添乗員を交代しなければならない場合は、児童生徒との接し方において注意すべき点や介助方法等について、十分に引き継ぎを行い、児童生徒の心身の状態に細心の注意を払う必要があること。

## 6 業務実施日時、運行コース等

上記の業務委託期間における各送迎業務実施日数、運行コース等は、下記のとおり予定する。

(1) 登下校の送迎業務

ア 登下校の送迎業務実施予定日数等

登下校の送迎業務実施日数等は、下記のとおりとする。

年 度	2023年度（令和5年度）	
日 数	129日	
期 間	2 学期	令和5年8月28日（月）～ 令和5年12月22日（金）
	3 学期	令和6年1月9日（火）～ 令和5年3月22日（金）

上記の期間内の平日について、送迎業務を実施する。

下記の学校行事等は、休日に実施することから、平日に学校の定める振替休業日を設ける。

（2023年度予定）11月3日（金・祝）：学習発表会

イ 登下校の送迎業務の実施時間帯

登下校の送迎業務については、始業時刻及び終業時刻を基準とする運行計画により、原則実施する。

ウ 登下校の送迎業務の運行コース

登下校の送迎業務に係る指定車両、乗車人数、距離等については、運行コースの概要（別紙1）のとおり予定する。下校時は、曜日によって5校時までの学年と、6校時までの学年で終業時刻が異なるため、車両によっては2回運行する必要がある。また、放課後デイサービスを利用する児童生徒が多いため、運行しない車両もある。

児童生徒の就学状況等によって運行コースの変更が必要となる可能性があるので注意すること。また、保護者が指定車両に同乗する場合は、乗降場所まで保護者を送迎すること。

なお、乗車する児童生徒や運行コース等を含めた詳細な運行計画については、運行開始までに発注者が作成し、提示するので、これにより運行すること。

ただし、年度の途中においての転校生や児童生徒の状態の変化等により運行コースが変更となる場合、校外学習や学校行事等により運行コース、発着場所、送迎時間等を変更する場合（一部の学年のみを変更する場合を含む）、大雨等の気象警報の発令もしくはその他の事情により運行日数を増減する場合など、可能な限り利用者や学校の要望等に柔軟に対応できるよう、運行管理業務の運営体制に創意工夫をこらすこと。

あわせて、受託者においては、始業時刻及び終業時刻を基準とする運行計画や運行コースとは別に、児童生徒一人ひとりの障害の程度や個々の状況に応じた柔軟な対応が必要となる場合を想定し、可能な限り明石養護学校に在籍する児童生徒の通学保障がなされるよう、運行管理業務の運営体制に創意工夫をこらすこと。

また、休校、欠席等日常業務に係る連絡事項については、受託者において学校及び児童生徒の保護者等から直接連絡を受けることとし、また、止むを得ず送迎時間が遅れる場合は、学校及び児童生徒の保護者等に直接連絡すること。

(2) 校外学習、学校間交流、学校行事等の送迎業務

ア 校外学習、学校間交流、学校行事等の送迎業務の送迎予定回数

校外学習、学校間交流、学校行事等の送迎業務の送迎予定回数は、年度ごとに学校が作成する

「校外学習、学校間交流、学校行事等に係る運行状況（別紙2）」のとおりとする。

なお、詳細については、業務実施月の前月 20 日までに、明石養護学校から活動行事等の日程が通知されるので、それに基づき、運行すること。

イ 校外学習、学校間交流、学校行事等送迎業務の実施時間帯

登下校の送迎業務の実施日において、登下校の送迎業務に支障が生じない時間帯に実施する。

## 7 業務委託料の算出・支払

(1) 下記の経費分担を基本にするが、疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議のうえ対応すること。

	項 目	発注者	受託者
①	受託者従事者の人件費		○
②	受託者従事者の移動に係る経費		○
③	燃料費		○
④	送迎業務に係る目的地への往復に係る高速道路等の通行料金及び目的地での駐車場料金		○
⑤	車両の保管に係る経費		○
⑥	車内の清掃・消毒及び洗車に係る経費		○
⑦	車両の携帯電話等連絡・通信に係る経費		○
⑧	感染症予防対策等の消耗品に係る経費		○
⑨	日常点検における消耗品類（電球、ゴム部品、ウォッシャー液、冷却水、油脂類等）の交換・補充、補修に係る経費		○
⑩	車検及び法定点検（12 か月点検、6 か月点検及び3 か月点検）における消耗品類（電球、ゴム部品、ウォッシャー液、ラジエター液、油脂類等）の交換・補充、補修に係る経費		○
⑪	受託者の責めに帰すべき事由による修繕費		○
⑫	受託者の責めに帰さない自由による修繕費	○	
⑬	自動車任意保険に係る費用		○
⑭	自賠償保険料、重量税等の法定費用		○
⑮	事故発生時の賠償補償措置費		○
⑯	自動車保管場所証明書に係る登録変更等諸経費		○
⑰	提出書類に係る経費		○

(2) 業務開始に当たっては、発注者と受託者双方で、登下校の送迎業務に係る各運行コースのルートを確認する。

(3) 児童生徒の状況の変化、学校行事の実施等により、登下校の送迎業務に係る運行計画（運行コースのルート、運行時刻等）の変更が必要となった場合は、柔軟に対応できるよう、運行管理業務の運営体制に創意工夫をこらすこと。

また、この場合、必要に応じて、発注者と受託者双方で、当該運行コースのルートを確認する。

(4) 校外学習、学校間交流、学校行事等については、各年度において目的地や回数などが異なるため、学校から通知される運行計画に基づき、運行すること。



## 8 提出書類

受託者は、下記の書類を提出すること。

	書類名等	提出書類
①	自動車任意保険証書の写し	自動車任意保険加入時及び更新後、速やかに提出すること
②	自動車保管場所証明書の写し	自動車保管場所証明書交付後、速やかに提出すること
③	運転手の運転免許証の写し	運転手選任時又は変更後速やかに提出すること
④	運転手の過去 3 年間免許取り消し処分を受けていないことが確認できる書類（運転記録証明書等。写し可。）	運転手選任時又は変更後速やかに提出すること
⑤	運行日誌	翌日 20 日までに提出すること
⑥	車両点検票	翌日 20 日までに提出すること
⑦	点検整備記録簿の写し	12 か月点検、6 か月点検及び 3 か月点検実施後速やかに提出すること
⑧	車両整備・修繕等の見積書	整備・修繕等実施前に提出すること
⑨	従事者名簿	従事者選任時又は名簿の記載事項に変更があった時速やかに提出すること
⑩	乗務員名簿	運転手、添乗員選任時又は名簿の記載事項に変更があった時速やかに提出すること
⑪	状況に応じて、発注者が指示する書類	随時

## 9 事故等の処理

### (1) 事故等発生の際の措置

受託者は、送迎業務中において、指定車両の故障、交通事故又はその他緊急事態が発生した場合、直ちに適切な措置を講ずるとともに、早急に学校及び発注者に報告すること。

また、当該指定車両による送迎業務が困難な場合、児童生徒への影響が最小限となるよう、必要に応じて発注者と受託者双方で協議し、直ちに代替え措置がとれる運行体制を整えること。

### (2) 事故等の賠償等

事故の賠償等については下記のとおりとすること。

ア 受託者は、業務の実施により、第三者（搭乗者を含む）に損害を与えた場合、その損害を賠償し、その処理手続きをすること。

イ 受託者は、指定車両を損害又は滅失した場合、修理による原状回復又は同等品以上の代物により弁済すること。

ウ 上記ア又はイいずれの場合も、直ちに発注者に報告し、その指示に従うこと。

## 10 業務実施日までの準備

受託者は、業務実施日までの期間に、下記の業務を実施する。

(1) 指定車両の管理

指定車両が納車され次第、受託者が管理する保管場所、または発注者が認める保管場所で、指定車両の管理業務を開始する。

(2) 発注者及び学校との打ち合わせ

契約締結日から業務実施日までの期間を準備期間とし、発注者や学校との打ち合わせ等を行うこと。

(3) 指定車両の試運転等

指定車両が納車され次第、指定車両を管理し、発注者や学校との打ち合わせ等で決まった運行計画をもとに試運転をすること。また、学校職員等の試乗や保護者の説明会に、指定車両と運転手を派遣すること。

(4) 緊急対応訓練

業務実施日までに行われる緊急対応訓練に参加すること。どのような訓練をするかは、発注者や学校との打ち合わせで決定する。

(5) その他

上記業務に加え、業務実施日の間において、児童生徒、保護者、学校、教育委員会が通学車両の運行にあたって理解を深め、児童生徒が安心して使用できるように努めること。

## 1.1 検査の実施

発注者は、受託者がこの仕様に基づいて業務を適正に遂行しているか、必要に応じて、実地検査や書面検査を行うものとする。

## 1.2 秘密の保持

本件業務に携わる者は、本件業務において知り得た児童生徒の個人情報について、他に漏らさないこと。

また、本件業務に従事しなくなった後もまた同様とする。

## 1.3 委託業務の引き継ぎ

受託者は、本件業務を引き継ぐ際には、指定車両の点検及び清掃等を実施するとともに、業務内容を確実に引き継げる期間を設け、引き継ぎ後には直ちに運行開始できるようにすること。

## 1.4 その他

本件業務について疑義が生じた場合、発注者と受注者は信義誠実の原則に基づいて協議のうえ、対応するものとする。

また、受託者は2学期【令和5年8月28日(月)～令和5年12月22日(金)】の通学車両の運行終了後、より安全かつ確実に通学車両を走行し、運行管理業務を効率化するための改善点や見直し項目について、発注者に書面で提案を行うこととする。

## 運行コースの概要

【令和5年度(予定)】

(注) 児童生徒の在籍状況、車両の状況等により、変更することがあります。

号車	指定車両	医ケア	乗務員	始点～終点	乗車人数(人)	片道(km)
1	2ナンバー車両	対応なし	運転手(各1名)	(受託事業所～)	8	2.2
2	2ナンバー車両		添乗員(各1か2名)	各乗降場所～	9	1.9
3	福祉車両		運転手(各1名)	明石養護学校	3	7
4	福祉車両		添乗員(各1か2名)	(～受託事業所)	2	9
5	福祉車両	対応あり	運転手(各1名) 看護師(各1か2名)  ※看護師は市で任用	(受託事業所～)	2	2.1
6	福祉車両			明石養護学校～	2	2.0
7	福祉車両			各乗降場所～	3	1.9
8	福祉車両			明石養護学校	2	1.8
9	福祉車両			(～受託事業所)	2	1.4
10	福祉車両				2	1.9

※下校時は、曜日によって5校時までの学年と、6校時までの学年で終業時刻が異なるため、下校時は2回運行する必要がある車両がある。

ただし、放課後デイサービスを利用している児童生徒が多いため、下校時に運行しない車両もある。

※保護者同乗の場合は、保護者を乗降場所まで送迎することとする。

※添乗員や看護師は、乗車する児童生徒の状態や人数によって、各指定車両に1名乗車するか2名乗車するかを決定する。

## 校外学習、学校間交流、学校行事等に係る運行状況（参考資料）

校外学習、学校間交流、学校行事等に係る運行状況は、学校運営・児童生徒等の状況により、変動します。

目的地	目的地往復 距離(km)	有料道路 利用の有無	令和3年度 実施回数	令和4年度 実施回数	令和5年度 予定回数
<b>&lt;校外学習&gt;</b>					
小学部 イオン明石	11	無	コロナ禍の ため実施で きず	2回(2グループに分けて)	
小学部 イトーヨーカドー	22	無			2回(2グループに分けて)
中学部 魚の棚商店街	18	無		1回	
中学部 グリコピア神戸	40	無			1回
高等部 神戸海洋博物館	62	有		1回	
高等部 橋の科学館	28	無			1回
高等部 社会見学(場所は未定)					1回
<b>&lt;市内学校行事&gt;</b>					
小学部 ころの劇場 明石市立市民会館	20	無	コロナ禍の ため実施で きず	コロナ禍の ため実施で きず	1回
小学部 連合音楽会 明石市立市民会館	20	無			1回
<b>&lt;学校間交流&gt;</b>					
高丘西小学校	3	無	コロナ禍の ため実施で きず	コロナ禍の ため実施で きず	3回
高丘東小学校	3	無			3回
高丘中学校	3	無			1回
明石北高等学校	3	無			1回

※1日の利用(往復)で1回とカウントする。